

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市労働報酬等審議会				
事務局 (担当課)		契約課 電話042-769-8217(直通)				
開催日時		令和2年8月24日(月) 9時30分～10時30分				
開催場所		相模原市役所 会議室棟1階 第1会議室				
出席者	委員	5人(別紙のとおり)				
	その他					
	事務局	6人(財政部長、契約課長、他4人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	5人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		市の機関における審議であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。				
会議次第		1 開会  2 議題 (1) 相模原市公契約条例の施行状況について  (2) 令和3年度労働報酬下限額について【非公開】  3 報告事項 (1) 公共工事設計労務単価の改定に伴う令和元年度(平成31年度)対象工事請負契約の労働報酬下限額の改定及び令和2年度対象工事請負契約の労働報酬下限額の設定について  4 その他 次回の審議会について				

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局の発言)

### 1 開 会

委員委嘱後最初の会議のため、会長が選出されるまでの間、契約課長の進行により会議に入った。

#### 会長の選出について

相模原市労働報酬等審議会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の全員一致により、中屋委員を会長に選出した。

#### 会議の公開・非公開について

労働報酬下限額の審議については、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、議題(2)令和3年度労働報酬下限額については、非公開とすることで決定した。

そのため、議題(1)相模原市公契約条例の施行状況についての審議と報告事項をまとめて公開し、その後非公開での審議を行うことで本審議会の議事進行の円滑化を図った。

### 2 議 題

#### 諮問書について

市から審議会会長へ諮問書を手交した。

#### (1) 相模原市公契約条例の施行状況について

事務局より資料説明の後、質疑応答を行った。

これまでの報告によると、視察について一年間に何か所、何件と報告があったと思うが、今回は現場と業務委託2件の報告のみだが、それ以外の視察は行われていないのか。(中屋会長)

令和元年度については、報告した工事1件、委託1件のみ。

一昨年は職員が現場視察に数件行っていたが、昨年は委員の方も含めての現場視察だったので2件のみになっている。

条例の実効性が担保されているかどうかをしっかりと確認するには、やはり件数をしっかりと重ねていくことが必要だということを一昨年発言して、翌年には大幅に改善され、視察の件数が増えたという経過があった。その中から

私たちも一緒に同席させてもらうことはできないかといことでこうした取り組みが始まり、私も非常に意義のある取り組みだったと思う。今年もぜひ同じような取り組みができないかをお願いしたいと思っている。ただそれをやったからと言って全体の総数が減ってしまうのであれば本末転倒である。しっかりと件数は維持しつつ、その中で特に代表的なものについて私たちも一緒に同行させてもらう取り組みを今年度検討いただければと思う。(中間委員)

検討させていただきます。

- 公契約条例対象労働者からの労働報酬の額についての申出はなかったか。(篠崎委員)

平成24年度に1件あり、それ以降は一度もされていない。

- 全体的に周知されて、状況を理解したうえで働いている方がいるのだろう。特に条例が施行されて9年目なので、事業者側においても浸透されていると思う。新しいところは少々問題が生じるが、特に問題がなくトラブルや問い合わせなくうまく進んでいるという解釈でよいか。(篠崎委員)

大きなトラブルや問い合わせは特にはない。理解が深まってきている。また、初めての業者には契約時に条例に関する説明、周知をしている。

- 労働状況台帳提出状況について、不備のある場合は再提出を行っているということだが、その不備というのは具体的にはどのようなものか。(根岸委員)  
例として、初回と最終回に確認書を出していただくが、確認書の提出がない。また、必要事項を書いていない、対象月が全部出していない等の不備がある。これらの場合には業者に連絡し、再提出していただいている。

- 特に下限額と賃金についての不備ではないか。(根岸委員)

労働報酬の額が基準額を下回っている台帳は出ていない。

- 現場視察の委員意見について、ポスターを貼る場所を正しくしてほしい、条例の適用されている労働者と適用外の労働者で休憩所を分けるべき、ということではなく、同じ現場で働く労働者について、労働者の格差を解消していくために何かできないかという意図で申し上げた。具体的には、公契約条例の対象となる工事請負契約の1億円という額を段階的に引き下げることにより、格差が解消される労働者もでてくるはずである。1億円という金額を段階的に引き下げることによって請け負う工事の金額によってはどちらの労働者もしっかりと条例に担保されることになる状況が生まれるのではなかろうか、というつもりで感想文の中で述べた。東京都の自治体中では、同じような問題が明らかになり、対象の工事を1億5千万から1億に下げた自治体もある。自治体の規模にもよるが、5千万以上の工事と3千万以上の工事というふうに行っている自治体もあるので、検討材料として引き続きの議論

をお願いしたい。(中間委員)

### 3 報告事項

(1) 公共工事設計労務単価の改定に伴う令和元年度(平成31年度)対象工事請負契約の労働報酬下限額の改定及び令和2年度対象工事請負契約の労働報酬下限額の設定について事務局から資料説明を行った。

○審議というよりも、ご報告いただいたということで、終了ということでもよろしいでしょうか。(中屋会長)

(異議なし)

○傍聴人の方々は退席をお願い致します。(中屋会長)

### 2 議 題

(2) 令和3年度労働報酬下限額について

事務局から資料説明の後、質疑応答及び審議を行った。

市の機関における審議であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、内容は非公開とした。

### 4 その他

9月に中屋会長から市に答申書を提出することを確認した。

次回の審議会の開催予定について確認した。

### 5 閉 会

## 相模原市労働報酬等審議会委員出欠席名簿

氏名	区分	所属等	備考	出欠席
中屋 裕仁	学識経験のある者	神奈川県社会保険労務士会副会長 特定社会保険労務士	会長	出席
根岸 小百合	学識経験のある者	神奈川県弁護士会所属 弁護士		出席
川崎 晴彦	労働者団体の代表者	日本労働組合総連合会神奈川県連 合会相模原地域連合議長		欠席
中間 忠良	労働者団体の代表者	全国建設労働組合総連合相模原市 建設労働組合協議会事務局長		出席
草薙 喜義	事業者	相模原商工会議所 3号議員		出席
篠崎 栄治	事業者	相模原商工会議所副会頭 建設業部会		出席

(敬称略・区分ごと五十音順)